

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表

平成27年改正保護条例	改正後	備考
<p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで（省略）</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5)から(7)まで（省略）</p> <p>第3条から第31条まで（省略）</p> <p>（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 第7条（第3項を除く。）の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、第11条第1項第3号（第13条第1項において準用</p>	<p>第1条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで（現行のとおり）</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。</u>）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5)から(7)まで（現行のとおり）</p> <p>第3条から第31条まで（現行のとおり）</p> <p>（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 第7条（第3項を除く。）の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、第11条第1項第3号（第13条第1項において準用</p>	<p></p> <p>番号法改正に伴う 所要の規定整備</p> <p>番号法の改正に伴う 所要の規定整備</p>

<p>する場合を含む。)の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2から3まで (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>する場合を含む。)の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>2から3まで (現行のとおり)</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>番号法の改正に伴う所要の規定整備</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、当該実施機関が実施する特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第26条第1項</u>に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議すること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、当該実施機関が実施する特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第27条第1項</u>に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議すること。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>番号法の改正に伴う規定整備</p>